情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案　新旧対照条文

目　次

○　押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）（第一条関係）……1
○　検察審査会法施行令（昭和二十三年政令第三百五十四号）（第二条関係）……3
○　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令（平成二十四年政令第百五十五号）（第三条関係）……11
○　国際捜査共助等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百五十三号）（第四条関係）……12
○　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令（平成二十年政令第二百七十八号）（第五条関係）……16
○　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）（第六条関係）……18
○　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和七年政令第百九十三号）（第六条関係）……20
○　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）（第七条関係）……22
○　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（令和六年政令第百八十一号）（第八条関係）……24
○　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第九条関係）……26

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

○　押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）（第一条関係）

改正案	現行
第二条　公告は、公告すべき事項を主務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公告すべき事項が記載された書面を検察庁（司法警察員が行う場合にあつては、その所属する官公署。以下この項において同じ。）の掲示場に掲示し、又は公告すべき事項を検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる方法によつて行う。ただし、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。	第二条　公告は、検察官が行う場合にあつては検察庁の掲示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の掲示場に、それぞれ十四日間掲示する方法によつて行う。ただし、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。
2　前項本文の方法によつて行う公告の期間は、同項本文の措置を開始した日から十四日間とする。	（新設）
3　公告を第一項本文の方法によつて行うことができないときは、公告は、同項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によつて行う。	2　掲示場に掲示する方法によつて行うことができないときは、前項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によつて行わなければならない。
4　第一項の主務省令は、法務省令、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令とする。	（新設）
第四条　（略）	第四条　（略）

２　検察官又は司法警察員は、特に必要があるときは、公告の回数を増加し、又は第二条第二項の期間を延長することができる。

２　検察官又は司法警察員は、特に必要があるときは、公告の回数を増加し、又は第二条第一項本文の期間を延長することができる。

○　検察審査会法施行令（昭和二十三年政令第三百五十四号）（第二条関係）

改正案	現行
第一条　検察審査会が作成する書類又は電磁的記録（検察審査会法（以下「法」という。）第十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）には、特別の定めのある場合を除いては、年月日を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。	第一条　検察審査会の作る書類には、特別の定のある場合を除いては、年月日を記載して検察審査会の名称を表示し、その印章を押さなければならない。
一　書類を作成する場合　検察審査会の名称を表示し、かつ、その印章を押すこと。	（新設）
二　電磁的記録を作成する場合　法務省令で定めるところにより前号に定める措置に代わる措置をとること。	（新設）
2　検察審査会長又は検察審査会事務官が作成する書類又は電磁的記録には、年月日及び所属の検察審査会を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。	2　検察審査会長又は検察審査会事務官の作る書類には、年月日を記載して署名押印し、所属の検察審査会を表示しなければならない。
一　書類を作成する場合　署名押印すること。	（新設）
二　電磁的記録を作成する場合　法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。	（新設）
3　前項（第一号に係る部分に限る。）の場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。ただし、議決書を書面をもつて作成する場合における当該議決書への署名押印については、この限りでない。	3　前項の場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。ただし、議決書に署名押印する場合については、この限りでない。
4　検察審査会、検察審査会長又は検察審査会事務官が	4　検察審査会、検察審査会長又は検察審査会事務官が

作成する書類のうち、市町村の選挙管理委員会、検察審査員候補者（以下「候補者」という。）その他の者に送達、送付又は交付をするものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

第三条　検察審査会事務局長が法第九条の規定により候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当てるには、次に定めるところによる。

一・二　（略）

２　（略）

第八条の二　法第十二条の二第三項の規定による通知に係る書類及び法第十二条の四に規定する質問票（書面をもつて作成するものに限る。）には、第一条第二項又は第三項の規定にかかわらず、押印しないことができる。

第八条の五　法第十二条の五に規定する申出は、書面により、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察審査会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第十二条において同じ。）と法第十二条の五に規定する検察審査員候補者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）によりしなければならな

作る書類のうち、市町村の選挙管理委員会、検察審査員候補者（以下「候補者」という。）その他の者に送達、送付又は交付をするものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

第三条　検察審査会事務局長が検察審査会法（以下「法」という。）第九条の規定により候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当てるには、次に定めるところによる。

一・二　（略）

２　（略）

第八条の二　法第十二条の二第三項の規定による通知に係る書類及び法第十二条の四に規定する質問票には、第一条第二項又は第三項の規定にかかわらず、押印しないことができる。

第八条の五　法第十二条の五に規定する申出は、書面でしなければならない。

い。

第十二条　法第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者が検察審査員の職務を辞そうとするときは、書面により、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察審査会の使用に係る電子計算機と検察審査員の職務を辞そうとするこれらの者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により申し出なければならない。

2　（略）

第十六条　（略）

2　前項本文の規定による送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九条の四及び第一編第五章第四節第四款の規定を除く。）を準用する。ただし、裁判所書記官に属する職務は、検察審査会事務官が行う。

第十八条　法第三十一条の審査の申立てに係る書面又は電磁的記録には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、被疑者の年齢、職業若しくは住居、不起訴処分の年月日又は不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これらの事項については、記載し、又は記録することを要しない。

第十二条　法第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者が検察審査員の職務を辞そうとするときは、書面で申し出なければならない。

2　（略）

第十六条　（略）

2　前項本文の規定による送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定を除く。）を準用する。ただし、裁判所書記官に属する職務は、検察審査会事務官が行う。

第十八条　法第三十一条に規定する申立書には、左に掲げる事項を記載し、申立人は、これに署名押印しなければならない。但し、被疑者の年齢、職業及び住居、不起訴処分の年月日並びに不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

一　審査申立人の氏名、年齢、職業及び住居
二　審査申立人が告訴、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者であるときは、その旨
三　被疑者の氏名、年齢、職業及び住居。ただし、氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項
四　審査申立人が告訴、告発若しくは請求を待つて受理すべき事件についての請求をした被疑事実又は審査申立人を被害者とする被疑事実の要旨
五　（略）
六　不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。ただし、官職が明らかでないときは、その所属検察庁の名称
七　（略）
八　審査の申立ての年月日
九　当該書面又は電磁的記録を提出すべき検察審査会の名称

2　前項の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、審査申立人が当該各号に定める措置をとらなければならない。
一　審査の申立てを書面によりする場合　署名押印すること。
二　審査の申立てを電磁的方法（法第三十一条に規定する電磁的方法をいう。）によりする場合　法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

3　第一項の書面又は電磁的記録には、審査に必要と考える被疑事件関係者の氏名及び住居を記載し、又は記

一　申立人の氏名、年齢、職業及び住居
二　申立人が告訴、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者であるときは、その旨
三　被疑者の氏名、年齢、職業及び住居。但し、氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項
四　申立人が告訴、告発若しくは請求を待つて受理すべき事件についての請求をした被疑事実又は申立人を被害者とする被疑事実の要旨
五　（略）
六　不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。但し、官職が明らかでないときは、その所属検察庁の名称
七　（略）
八　申立の年月日
九　申立書を提出すべき検察審査会の名称

（新設）

2　前項の申立書には、審査に必要と考える被疑事件関係者の氏名及び住居を記載し、且つ、審査に必要と考

録し、かつ、審査に必要と考える資料を添えることができる。

第十九条　管轄検察審査会が二個以上ある場合において、一の管轄検察審査会が審査の申立てを受理したときは、当該検察審査会の事務局長は、次に掲げる事項を他の管轄検察審査会に通知しなければならない。ただし、不起訴処分の年月日又は不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これらの事項については、通知することを要しない。

一　審査申立人及び被疑者の氏名。ただし、被疑者の氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項

二　前条第一項の書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された被疑事実の罪名

三・四　（略）

五　審査の申立ての受理の年月日

第二十三条の二　検察審査会は、法第三十五条第二項に規定する方法によつて検察官に意見を述べさせるときは、これを行う会議期日において、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　検察官の氏名及び官職

二　検察官の在席する場所が、審査と関係を有しない者が在席する場所でないことその他当該方法によつて検察官に意見を述べさせるために適当であること。

える資料を添附することができる。

第十九条　管轄検察審査会が二個以上ある場合において、一の管轄検察審査会が審査の申立てを受理したときは、当該検察審査会の事務局長は、次に掲げる事項を他の管轄検察審査会に通知しなければならない。ただし、不起訴処分の年月日及び不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これらの事項については、通知することを要しない。

一　申立人及び被疑者の氏名。ただし、被疑者の氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項

二　申立書に記載された被疑事実の罪名

三・四　（略）

五　申立て受理の年月日

（新設）

第二十四条　証人に対する呼出状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

2　第十六条の規定は、前項の呼出状について準用する。

第二十五条の二　第二十三条の二の規定は、法第三十七条第二項に規定する方法によつて審査申立人又は証人を尋問する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第一号中「氏名及び官職」とあるのは、「氏名」と読み替えるものとする。

第二十六条　法第三十七条第三項の規定により証人の召喚を請求するには、裁判所に対し、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を提出し、かつ、第五号に掲げる事由があることを認めるに足りる資料を示さなければならない。

一　（略）

二　被疑者の氏名。ただし、氏名が明らかでないときは、その旨

三・四　（略）

五　証人が検察審査会の呼出しに応じない旨

第二十六条の二　第二十三条の二の規定は、法第三十八条第二項に規定する方法によつて相当と認める者から法律その他の事項に関し専門的助言を徴する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第一号中「氏名及び官職」とあるのは、「氏名」と読み

第二十四条　（新設）

第十六条の規定は、証人に対する呼出状について準用する。

（新設）

第二十六条　法第三十七条第二項の規定により証人の召喚を請求するには、裁判所に対し、左に掲げる事項を記載した書面を提出し、且つ、第五号に掲げる事由があることを認めるに足りる資料を示さなければならない。

一　（略）

二　被疑者の氏名。但し、氏名が明らかでないときは、その旨

三・四　（略）

五　証人が検察審査会の呼出に応じない旨

（新設）

替えるものとする。

第二十六条の三　審査補助員を委嘱したときは、検察審査会は、委嘱書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を作成し、これを本人に提供するものとする。

2　審査補助員を解嘱したときは、検察審査会は、解嘱書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を作成し、これを本人に提供するものとする。

第二十七条　法第二条第一項第一号に規定する事項に関する会議録は、事件ごとに作成しなければならない。

2　前項の会議録には、次に掲げる事項及び会議の経過を記載し、又は記録しなければならない。

一～三　（略）

四　法第三十五条第二項に規定する方法によつて検察官に意見を述べさせたとき、法第三十七条第二項に規定する方法によつて審査申立人若しくは証人を尋問したとき、法第三十八条第二項に規定する方法によつて相当と認める者から法律その他の事項に関し専門的助言を徴したとき又は法第四十一条の六第二項ただし書に規定する方法によつて検察官に意見を述べる機会を与えたときは、その旨及び第二十三条の二（第二十五条の二、第二十六条の二及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による確認をした旨

五・六　（略）

第二十六条の二　審査補助員を委嘱したときは、検察審査会は委嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

2　審査補助員を解嘱したときは、検察審査会は解嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

第二十七条　法第二条第一項第一号に規定する事項に関する会議録は、事件ごとに作らなければならない。

2　前項の会議録には、次に掲げる事項及び会議の経過を記載し、検察審査会長が検察審査会事務官とともに署名押印しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四・五　（略）

七　検察審査会長が特に記載又は記録を命じた事項

3　第一項の会議録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、検察審査会長が検察審査会事務官とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　当該会議録が書面による場合　署名押印すること。

二　当該会議録が電磁的記録による場合　法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二十八条　法第四十条に規定する議決書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、被疑者の年齢、職業又は住居が明らかでないときは、これらの事項については、記載し、又は記録することを要しない。

一　審査申立人の氏名、年齢、職業及び住居

二～五　（略）

2　前条第三項の規定は、前項の議決書について準用する。この場合において、同条第三項中「が検察審査会事務官とともに」とあるのは、「及び検察審査員が」と読み替えるものとする。

第二十八条の二　第二十三条の二の規定は、法第四十一条の六第二項ただし書に規定する方法によつて検察官に意見を述べる機会を与える場合について準用する。

第二十八条の三　（略）

六　検察審査会長が特に記載を命じた事項

（新設）

第二十八条　法第四十条に規定する議決書には、次に掲げる事項を記載し、検察審査会長及び検察審査員がこれに署名押印しなければならない。ただし、被疑者の年齢、職業及び住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

一　申立人の氏名、年齢、職業及び住居

二～五　（略）

（新設）

第二十八条の二　（略）

○　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令（平成二十四年政令第百五十五号）（第三条関係）

改正案	現行
1　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告（以下単に「公告」という。）は、同条第一項に掲げる事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を検察庁の掲示場に掲示し、又は当該事項を検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる方法によって行う。ただし、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。	刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告は、検察庁の掲示場に十四日間掲示する方法によって行う。ただし、必要があるときは、官報又は新聞紙に掲載する方法を併せて行うことができる。
2　前項本文の方法によって行う公告の期間は、同項本文の措置を開始した日から十四日間とする。	（新設）
3　公告を第一項本文の方法によって行うことができないときは、公告は、同項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によって行う。	（新設）

○　国際捜査共助等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百五十三号）（第四条関係）

改正案

（受入移送拘禁状による外国受刑者の拘禁に関する読替え）

第二条　法第二十三条第三項の規定による逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡犯罪人引渡法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第一項及び第三項並びに第七条第一項	（略）	（略）
第六条第一項	（略）	（略）
第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項	（略）	（略）
第六条第二項第二号	最高裁判所規則	法務省令
	記録された事項及び前条第五項（第二号に係る部分に限る。）	記録された事項

現行

（受入移送拘禁状による外国受刑者の拘禁に関する読替え）

第二条　法第二十三条第二項の規定による逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡犯罪人引渡法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第一項及び第三項並びに第七条第一項	（略）	（略）
第六条第一項	（略）	（略）
第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

2　法第二十三条第三項の規定による刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える刑事訴訟法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十一条	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第七十三条第三項	ついて第一項各号又は前項各号	ついて国際捜査共助等に関する法律第二十三条第三項において準用する逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第六条第二項各号
	前二項	同項
	公訴事実の要旨及び令状	受入移送拘禁状
	、第一項各号又は前項各号	、同項各号
（削る）	（削る）	（削る）

）の規定による措置に係る裁判官の氏名

2　法第二十三条第二項の規定による刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える刑事訴訟法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十一条	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第七十三条第三項	前二項	国際捜査共助等に関する法律第二十三条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第六条第二項
	公訴事実の要旨及び令状	受入移送拘禁状
第七十三条第三項ただし	令状は	受入移送拘禁状は

（外国受刑者の拘禁の停止の取消しに関する読替え）

第三条　法第二十五条第三項の規定による逃亡犯罪人引渡法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡犯罪人引渡法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第二十二条第三項及び第四項	（略）	（略）
第二十二条第三項	（略）	（略）
第二十二条第四項（第二号を除く。）	（略）	（略）
第二十二条第四項各号	最高裁判所規則	法務省令
第二十二条第四項第一号	記録された事項及び第五条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏	記録された事項

（外国受刑者の拘禁の停止の取消しに関する読替え）

第三条　法第二十五条第三項の規定による逃亡犯罪人引渡法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡犯罪人引渡法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第二十二条第三項及び第四項	（略）	（略）
第二十二条第三項	（略）	（略）
第二十二条第四項	拘禁許可状	国際捜査共助等に関する法律第二十三条第一項の受入移送拘禁状
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

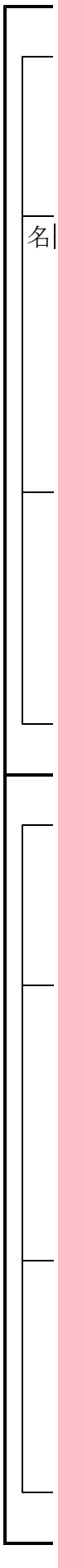
名

○　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令（平成二十年政令第二百七十八号）（第五条関係）

改正案	現行
（被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る旅費及び日当の額） 第三条　（略） ２　第一条第一項の鉄道賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十四第一項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席するため別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合にあっては、当該各号に定める額及び現に支払った急行料金又は寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額の合計額）とする。 一～三　（略） ３～６　（略） （法第六条第三項の請求の期限） 第六条　被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、公判期日又は公判準備への出席の日から、裁判によって訴訟手続が終了する場合においてはその裁判があった日の翌日以後三十日を経過する日までの期間内に、裁判によらないで訴訟手続が終了する場合においてはその終了した日の翌日以後三十日を経過	（被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る旅費及び日当の額） 第三条　（略） ２　第一条第一項の鉄道賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席するため別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合にあっては、当該各号に定める額及び現に支払った急行料金又は寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額の合計額）とする。 一～三　（略） ３～６　（略） （法第六条第三項の請求の期限） 第六条　被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、公判期日又は公判準備への出席の日から、裁判によって訴訟手続が終了する場合においてはその裁判があった日の翌日以後三十日を経過する日までの期間内に、裁判によらないで訴訟手続が終了する場合においてはその終了した日の翌日以後三十日を経過

する日までの期間内に、法第六条第一項に規定する請求書（次項において単に「請求書」という。）を裁判所に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によりその期間内に請求書を裁判所に提出することができなかつたときは、その事由が消滅した日の翌日以後三十日を経過する日までの期間内に請求書を裁判所に提出しなければならない。

する日までの期間内に、法第六条第一項に規定する請求書（次項において単に「請求書」という。）を裁判所に差し出さなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によりその期間内に請求書を裁判所に差し出すことができなかつたときは、その事由が消滅した日の翌日以後三十日を経過する日までの期間内に請求書を裁判所に差し出さなければならない。

○　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）（第六条関係）

改正案	現行
（法第二十一条の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え） 第一条　国際受刑者移送法（以下「法」という。）第二十一条の規定による同条に規定する法律の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	（法第二十一条の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え） 第一条　国際受刑者移送法（以下「法」という。）第二十一条の規定による同条に規定する法律の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）	（略）	（略）	（略）
	第五百七条、第五百八条、第五百九条第一項、第五百十条、第五百十二条、第五百十三条第六項、第五百十四条並びに第五百十五条第四項	裁判の	（略）
	（略）	共助刑の	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）	（略）	（略）	（略）
	第五百七条、第五百八条、第五百九条第一項、第五百十条、第五百十二条、第五百十三条第六項、第五百十四条並びに第五百十五条第四項	裁判の	（略）
	（略）	共助刑の	（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

○　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和七年政令第百九十三号）（第六条関係）

改正案

（整理法第四百九十一条第七項の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え）

第四十二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「整理法」という。）第四百九十一条第七項の規定による同項に規定する法律の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）	第五百七条、第五百八条、第五百九条第一項、第五百十条第一項及び第四項、第五百十二条、第五百十三条第六項、第五百十四条並び	裁判の	共助刑の

現行

（整理法第四百九十一条第七項の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え）

第四十二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「整理法」という。）第四百九十一条第七項の規定による同項に規定する法律の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）	第五百七条、第五百八条、第五百九条第一項、第五百十条第一項及び第三項、第五百十二条、第五百十三条第六項、第五百十四条並び	裁判の	共助刑の

			に第五百十五条第四項	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

			に第五百十五条第四項	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）第七条関係）

改正案	現行
（精神保健判定医名簿への記載等） 第二条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第六条第二項の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）に記載し、又は記録するものとする。 一・二　（略） ２　厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健判定医名簿に記載し、又は記録することができる。 （精神保健参与員候補者名簿への記載等） 第三条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第十五条第二項の名簿（以下「精神保健参与員候補者名簿」という。）に記載し、又は記録するものとする。 一・二　（略） ２　厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で	（精神保健判定医名簿への記載） 第二条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第六条第二項の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）に記載するものとする。 一・二　（略） ２　厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健判定医名簿に記載することができる。 （精神保健参与員候補者名簿への記載） 第三条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第十五条第二項の名簿（以下「精神保健参与員候補者名簿」という。）に記載するものとする。 一・二　（略） ２　厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で

定める事項を、本人の同意を得て、精神保健参与員候補者名簿に記載し、又は記録することができる。

（処遇の実施計画の記載事項等）

第十一条　法第百四条第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一～七　（略）

定める事項を、本人の同意を得て、精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

（処遇の実施計画の記載事項）

第十一条　法第百四条第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～七　（略）

○　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（令和六年政令第百八十一号）（第八条関係）

改正案	現行
（公告の方法） 第一条　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「法」という。）第十七条第五項、第二十一条、第二十四条第二項又は第二十五条の二第二項の規定による公告（以下この条において「公告」という。）は、第四項に規定する公告をすべき事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該公告をすべき事項が記載された書面を、公告を行う検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示し、又は当該公告をすべき事項を当該検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる方法によって行う。ただし、検察官が必要があると認めるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。 2　前項本文の方法によって行う公告の期間は、同項本文の措置を開始した日から十四日間とする。 3　公告を第一項本文の方法によって行うことができないときは、公告は、同項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によって行う。 4　公告をすべき事項は、公告の根拠となる法の規定、公告を行う検察官が所属する検察庁、品名及び数量、	（公告の方法） 第一条　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「法」という。）第十七条第六項、第二十一条、第二十四条第二項又は第二十五条の二第二項の規定による公告（以下この条において「公告」という。）は、これを行う検察官が所属する検察庁の掲示場に十四日間掲示する方法によって行う。ただし、検察官が必要があると認めるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。 （新設） 2　公告を掲示場に掲示する方法によって行うことができないときは、公告は、前項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によって行う。 3　公告をすべき事項は、公告の根拠となる法の規定、公告を行う検察官が所属する検察庁、品名及び数量、

5	公告の初日及び末日の年月日（第一項ただし書又は前項の規定により官報に掲載する方法によって行う公告にあっては、公告の年月日）並びに次の各号に掲げる公告の区分に応じ当該各号に定める事項とする。 一　法第十七条第五項、第二十一条又は第二十四条第二項の規定による公告　次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 二　（略） イ・ロ　（略） （略）
4	公告の初日及び末日の年月日（第一項ただし書又は前項の規定により官報に掲載する方法によって行う公告にあっては、公告の年月日）並びに次の各号に掲げる公告の区分に応じ当該各号に定める事項とする。 一　法第十七条第六項、第二十一条又は第二十四条第二項の規定による公告　次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 二　（略） イ・ロ　（略） （略）

○　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第九条関係）

改正案	現行
第四条　押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）第二条（第四項を除く。）、第三条第一項（第二号を除く。）及び第四条の規定は、法第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定に基づく公告について準用する。この場合において、同令第二条第一項中「主務省令」とあるのは「防衛省令」と、「検察庁（司法警察員が行う場合にあつては、その所属する官公署。以下この項において同じ。）」とあるのは「捕虜収容所」と、「検察庁に」とあるのは「捕虜収容所に」と、同令第三条第一項中「検察官が刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「捕虜収容所長が武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第一号中「刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第三号中「事件名及び押収番号」とあるのは「現金の持参又は送付の年月日その他これを特定するに足りる事項」と、同項第四号中「品名及び数量」とあるのは「金額」と、同令第四条第二項中	第四条　押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）第二条、第三条第一項（第二号を除く。）及び第四条の規定は、法第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定に基づく公告について準用する。この場合において、同令第二条第一項中「検察官が行う場合にあつては検察庁の掲示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の掲示場に、それぞれ」とあるのは「捕虜収容所の掲示場に」と、同令第三条第一項中「検察官が刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「捕虜収容所長が武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第一号中「刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第三号中「事件名及び押収番号」とあるのは「現金の持参又は送付の年月日その他これを特定するに足りる事項」と、同項第四号中「品名及び数量」とあるのは「金額」と、同令第四条第二項中「検察官又は司法警察員」とあるのは「捕虜収容所長」と読み替える

「検察官又は司法警察員」とあるのは「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

ものとする。